

事例 1

此花区

正蓮寺川公園緑の基金

< 事業のきっかけ >

平成28年3月に開催した正蓮寺川六軒家川環境整備推進協議会において、区民から「正蓮寺川公園の植樹や公園遊具等の整備について、区民等から寄附を募って設置することを検討してはどうか」という意見が契機となった。

< 事業概要 >

正蓮寺川は、高度経済成長期に家庭や工場の排水で汚れ、ヘドロがたまり、悪臭がするなど環境悪化が問題となっていた。此花区民の行政に対しての状況改善の要望を受けた結果、川を埋め立て、公園・河川や下水機能、高速道路を整備する正蓮寺川総合整備事業が計画された。

そうした中、此花区役所では、区民の皆様の正蓮寺川に対する想いを受け、正蓮寺川公園を中心とするまちづくりを推進し、正蓮寺川公園が皆さまに親しまれる憩いの場となるよう、区民等からの寄附によるサクラ等を植樹している。（平成29年事業開始）

正蓮寺川公園 緑の基金(桜・生け垣)募集中!!

正蓮寺川公園が、皆さんに親しまれる憩いの場となるよう、公園を中心とするまちづくりを進めていくため、皆様には区政推進基金への寄附にご協力をお願いしています。

募集内容

- 1口 1万円（おひとりさま 1口以上）

寄附の特典

- 5口以上のご寄附を頂いた方のご氏名（団体・法人名）を記入した芳名板を1箇所に連名で設置します。

税の優遇措置

- 税の優遇措置としては、所得税の寄附金控除（法人税は損金算入）、個人住民税のふるさと寄附金制度による控除が受けられます。
控除上限額内の寄付金額であれば、実質 2,000 円の負担のみで地域づくりに貢献して頂けます。

寄附の方法

- 裏面の申込書により区役所へお申込していただく銀行窓口払い（納付書）による方法と、そのほかクレジットカード決済等による方法があります。

※クレジットカード決済では、お申込みお支払が同時にできます。

○クレジットカード決済による ふるさと寄附金の申込み方法について

QRコード

大阪市ホームページのふるさと寄附金申込みページへアクセスしてください。
ふるさと寄附金の申込みページアドレス

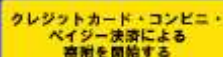
<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000006525.html>



お申込みの手続きのポイント

- ・「お申込みはこちら（ご希望の申込方法のバナーをクリック）」にあります

このバナーをクリックしてください ⇒



- ・ 寄附金の使途内訳を入力してください。の選択
⇒ 事業の種類に「区政の推進」を選択してください。
- ・ 寄附金の活用方法で、「区政の推進」をご指定されている場合は、寄附金を活用する区役所を1つご指定ください。の選択
⇒ 「此花区」を選択してください。
- ・ 大阪市へのメッセージを記入してください。の欄の記入
寄附の活用先に「緑の基金」に係る事業を希望される場合
⇒ 「緑の基金にかかる事業への寄附希望」とご記入してください。

○問合：大阪市此花区役所企画総務課（総合調整担当）3階 31番窓口

TEL：06-6466-9683 FAX：06-6462-0942 メール：td0010@city.osaka.lg.jp

事例 2

西淀川区

区の魅力向上(大野川緑陰道路の活用等)

< 事業のきっかけ >

大野川緑陰道路は、西淀川区の人・地域を結び、地域コミュニティを築いてきた場所であるため、令和2年に開催した区政会議等で大野川緑陰道路が区民の財産であるという意見や活用方法についての意見を踏まえて当事業を構築し、基金を活用することとした。

汚染された大野川を埋め立て、当初は高速道路を建設する計画であったものを、区民の方の高速道路でなく緑地帯にして欲しいとの声により実現されたもの。

< 事業概要 >

西淀川区の人・地域を結び、地域コミュニティを築いてきた大野川緑陰道路内に区民が集い憩えるスペースを整備し、活用する。(令和4年事業開始)

「もっと住みたい、もっと事業したいまち」の実現に向けて 皆様のご寄附をお願いします

西淀川区の宝「大野川緑陰道路」が完成して約40年。これまでに多くの人が集い、区民の憩いの場として親しまれてきました。

次の時代に向けての整備（例：憩いのスペース）などに取り組み、緑陰道路を中心に潤いある生活の実現や、西淀川区の魅力向上・発展を図ってまいります。

皆様のご寄附をよろしくお願いします。



【お申込み】

・大阪市ホームページでの申込み（右の二次元コードからアクセス→）



・寄附申込書（裏面）に記入のうえ、区役所総務課での申込み（郵便、メール、FAXでもOK!）

※区の魅力向上以外でのご寄附も募集しています！

【ご寄附の特典】

- ① 税制上の優遇 個人の方は、ご寄附額の一部について所得税・住民税から控除。法人は、ご寄附額の全額を損金算入できます
- ② 返 礼 品 1万円以上のご寄附をいただいた大阪市外在住の個人の方には、「大阪市立ミュージアム御招待証」を贈呈（市内在住の個人と法人のご寄附は対象外）



LINE(ライン)



友だち募集中！

ツイッター



（お問い合わせ先）

大阪市西淀川区役所総務課

電話：06-6478-9625

メール tk0001@city.osaka.lg.jp